

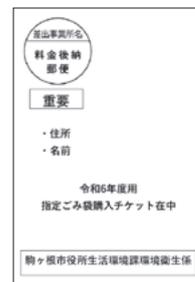
【重要】指定ごみ袋購入チケット等の送付について

令和6年度の指定ごみ袋購入チケット及び資源物回収カレンダー等の資料を、次の方法で送付します。**チケットと資料を別々に送付する**ので、見落としがないようご注意ください。

- (1) 指定ごみ袋購入チケット ⇒ 住民登録世帯に郵送(3月中旬)
 (2) 資源物回収カレンダー等の資料 ⇒ 市報3月号で全世帯に配布(2月下旬)

○チケットの再交付はできません。紛失しないようくれぐれもご注意ください。

○住民登録をされていない方には、市役所生活環境課にて申請手続きをしてもらうことで、指定ごみ袋購入チケットをお渡ししています。



チケット見本
(サイズ：12cm×23cm)

生ごみ堆肥化容器・処理機の購入費補助のご案内

家庭から出る可燃ごみの**約3割は生ごみ**です。ごみの減量化及び資源の有効利用を図るため、生ごみ処理機器の購入をぜひご検討ください！

| 種 別 | 購入補助の内容 | 申請時に必要なもの |
|------------------------|------------------------------------|---|
| 生ごみ堆肥化処理容器 (コンポスト等) | 補助率 3分の2 限度額 3,000円 1世帯2台まで | <ul style="list-style-type: none"> 領収書またはレシート 商品のカタログまたは仕様書 印鑑 |
| 生ごみ処理機 | 補助率 2分の1 限度額 20,000円 1世帯1台限り | <ul style="list-style-type: none"> 振込み先の口座番号がわかるもの 申請書 請求書 |

※市内の販売店で購入したものに限りです。
※過去5年以内に補助を受けている場合は対象外です。

市内販売店で購入した商品のみ補助対象になります！



ごみ分別徹底のお願い

市内にあるごみステーションのほとんどは各自治会が維持管理しています。

一部ステーションでは、頻繁に未分別のごみが出されて、その処理に自治会や住民の方々が大変苦勞しております。

不法投棄があれば、市は警察と協力し、ごみ投棄者を特定し、指導を行います。



収集できない主な事例 TOP3



第1位 不燃ごみ用袋に資源物(ビン・缶)が入っている。 ➡ 各地区の資源物回収日に出すこと。

第2位 資源プラスチック用袋(紫色)に、汚れたプラスチック製容器包装が入っている。 ➡ 汚れをとってから出すこと。

第3位 資源プラスチック用袋(紫色)に可燃ごみが入っている。 ➡ 可燃ごみ用袋(赤色)で出すこと。

納得！ わかりにくい分別ごみリスト

日常のごみ分別でわかりにくいものを解説付きで示しました。ぜひ一読してみてください。

※ 可：可燃ごみ(赤色) 不：不燃ごみ(青色) 資：資源プラスチック(紫色) リ：資源物 禁：排出禁止

| 品 目 | 可 | 不 | 資 | リ | 禁 | 解 説 |
|--|---|---|---|---|---|-------------------------------------|
| プラスチック製品(ハンガー、クリアファイル、使い捨てスプーン・フォーク、灯油タンクなど) | ○ | | | | | プラスチック製品そのものは可燃ごみ扱い。 |
| アルミ箔(アルミホイル、なべ焼きうどんの容器、コンロ用油はねガードなど) | ○ | | | | | アルミ箔程度であれば焼却できるので可燃ごみ扱い。 |
| 使い捨てカイロ | ○ | | | | | 焼却できるので可燃ごみ扱い。 |
| ゴルフボール | ○ | | | | | ゴム素材なので可燃ごみ扱い。 |
| ウレタンフォーム | ○ | | | | | 資源プラスチックに該当しない。 |
| PPバンド | ○ | | | | | 資源プラスチックに該当しない。 |
| 保冷剤 | ○ | | | | | 中身は水と吸水性ポリマー、外包みはビニールのため、可燃ごみ扱い。 |
| 汚れているプラスチック製容器包装 | ○ | | | | | 汚れが取れないものはリサイクルできないので可燃ごみ扱い。 |
| 靴・バック | ○ | | | | | ハトメやチャックなどの金具は可能な範囲で取り外す。 |
| CD・DVD | ○ | | | | | 焼却できるので可燃ごみ扱い。 |
| 一斗缶 | | ○ | | | | 中身(塗料・油など)をすべて使い切ること。 |
| 電気毛布及びホットカーペット(ミニ) | | ○ | | | | 袋に入らないものは粗大ごみ扱いとする。 |
| ビン・缶の蓋 | | ○ | | | | ふたの内側にゴムがついているため、不燃ごみ扱いとする。 |
| 灰 | | ○ | | | | 灰以外のものは入れないこと。 |
| 陶器の植木鉢 | | ○ | | | | 袋に入らないものは粗大ごみ扱いとする。 |
| 発砲スチロール | | | ○ | | | 大きなものは細かく砕いて入れる。 |
| 苗木用ポット | | | ○ | | | 家庭菜園で使用したもので、きれいなものなら資源プラスチック扱いとする。 |
| 薬(カプセル剤など)の容器 | | | ○ | | | 資源プラスチック扱いとする。 |
| ビン・缶 | | | | ○ | | リサイクルできるため、不燃ごみとして出さないこと。 |
| 小型家電用バッテリー | | | | ○ | | 小型家電を捨てるときには必ず取り外すこと。 |
| ペットボトル | | | | ○ | | 独自のリサイクル処理工程があるため、資源プラスチックとは別に回収する。 |
| 菓子箱やプリント | | | | ○ | | 雑紙類として回収する。 |
| 漬物石 | | | | | ○ | 民間処理業者へ依頼する。 |
| レンガ・タイル・瓦 | | | | | ○ | 民間処理業者へ依頼する。 |
| 消火器 | | | | | ○ | 消火器リサイクルセンターに問い合わせる。(03-5829-6773) |

ごみや資源物のことで困ったらお気軽にご相談ください。

市役所 生活環境課 環境衛生係 電話0265-83-2111 内線541~543